

# 森林法施行細則の一部改正（案）の概要について

令和5年2月24日

千葉県農林水産部森林課

## 1 森林法施行細則について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する林地開許可について、本県の林地開発行為の実績を考慮し、平成22年に「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」（平成22年条例第4号）を制定しました。これに合わせて、申請書に添付すべき書類等を規定した森林法施行細則（平成22年千葉県規則第48号。以下、「施行細則」という。）を制定しました。

## 2 施行細則の一部改正理由について

森林法施行規則の一部を改正する省令（令和4年農林水産省令第56号）が令和4年9月30日に公布され、林地開発許可の申請に当たって必要な添付書類に関する規定の見直しが行われました。これを踏まえ、林地開発許可の申請書に添付する資料等を見直すこととし、施行細則の改正を行います。

## 3 施行細則の一部改正（案）の概要について

- (1) 『防災施設等設計根拠資料』について、次の資料の提出を新たに求めます。
  - ・ 仮設の防災施設等の設計の根拠を示した基礎資料
- (2) 『防災施設等の維持管理計画書』の提出を新たに求めます。
- (3) 『工事施工者の能力に関する書類』について、次の書類の提出を新たに求めます。
  - ① 次の書類の提出を新たに求めます。
    - ・ 建設業法に基づく許可を受けたことを証する書類（建設業法に基づく許可を受けている場合に限る。）
    - ・ 所得税に関する納税証明書（工事施工者が個人の場合に限る。）
    - ・ 法人税に関する納税証明書（工事施工者が法人の場合に限る。）
    - ・ 事業実施体制を示す書類
    - ・ 財務諸表等（工事施工者が法人でない団体の場合に限る。）
  - ② 工事施工者が個人の場合に当たっては、住民票の写しに代わる添付書類として、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等の提供を可能とします。
- (4) その他所要の改正を行います。

#### 4 改正スケジュールについて（予定）

○パブリックコメント意見募集期間

令和5年2月24日（金）～令和5年3月27日（月）

○施行日

令和5年4月1日（土）